

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立図書館の集会室等の使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市立図書館管理運営規則 第15条	
所 管 課	中央図書館	総務課
審 査 基 準	<p>堺市立図書館管理運営規則第15条の規定に基づき審査する。</p> <p>第15条 利用者は、図書館事業の振興に資する読書会、講演会、研修会等の活動に使用するとき、又は教育長が特に必要があると認めるときは、集会室、会議室等（以下この条において「集会室等」という。）を使用することができる。</p> <p>2 前項の集会室等を使用しようとする者は、教育長が別に定めるところにより、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>3 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室等の使用を許可せず、又はこれを取り消すことができる。</p> <p>(1) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、集会室等の管理上支障があり、使用させることが不相当であると認めるとき。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日～7日程度
	標準処理期間を設定できない理由	